

札幌地方裁判所苫小牧支部 令和●●年(〇〇)第●●号 差押債権取立請求事件

国側当事者・国

令和4年11月16日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
同指定代理人	唐津 祐吾
同	三浦 浩
同	西山 智
同	北村 伸和
同	土田 明
同	若生 大器
被告	Y1株式会社
同代表者代表取締役	A
被告	有限会社Y2
同代表者代表取締役	A
上記両名訴訟代理人弁護士	山形 勝

主 文

- 1 被告Y1株式会社は、原告に対し、625万8699円及びこれに対する令和3年10月21日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告有限会社Y2は、原告に対し、625万8699円及びこれに対する令和3年10月21日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

主文同旨

2 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求をいずれも棄却する。

第2 当事者の主張

1 請求原因

別紙「請求の原因」に記載のとおりである（なお、同別紙中の略語は、本文においても用いるものとする。）。

2 請求原因に対する認否

- (1) 滞納者が相続税を滞納したことにつき、知らない。
- (2) ①滞納者の親（被相続人）である亡Bの被告らに対する貸付金債権が有効に成立したこと、②同貸付金債権の一部を滞納者が亡Bの遺産分割調停により有効に取得したことにつき、いずれも否認し又は争う。

被告らは、実質的には、亡Bが節税目的で設立した会社にすぎず、被告らと亡Bの財産が明確に区分されていなかったところ、上記貸付金債権は、被告らの経営者である亡Bが、自己名義の不動産の売却代金について、これを事業用資金として単に被告らに帰属させる目的で、名目上貸付金債権として処理したものにすぎず、実際に消費貸借契約が締結されたものではない。

そして、上記貸付金債権が有効に成立していない以上、これを遺産分割の対象財産とした遺産分割調停による権利移転も当然に無効である。

- (3) その余は、認め又は争わない。

3 抗弁1（弁済期未到来）

原告は、亡Bの被告らに対する貸付金債権につき、弁済期（返還の時期）の定めのない債権であることを前提に、催告から相当期間の経過によって弁済期が到来した旨を主張するが、上記貸付金債権が事業用資金の貸付けによるものであったことに照らすと、弁済期が短期で到来することは想定されていなかったというべきであるから、亡Bと被告らとの間には、弁済方法の合意がされるまで弁済期の到来を留保する旨の黙示の合意があったと解すべきであり、現在まで、上記弁済方法の合意がされていないから、弁済期は到来していない。

4 抗弁1（弁済期未到来）に対する認否

被告ら主張の黙示の合意があったことにつき、否認する。

5 抗弁2（消滅時効）

- (1) 亡Bの被告らに対する貸付金債権は、商行為によって生じた債権であり、遅くとも承継債権者である滞納者に対する一部弁済がされた日（被告Y1に対する債権につき平成26年3月28日、被告Y2に対する債権につき平成23年11月8日）までには、権利を行使することができる状態にあった。
- (2) その5年後である各日は、いずれも経過した。
- (3) 被告らは、本訴訟において、消滅時効を援用する旨の陳述（意思表示）をした。

6 抗弁2（消滅時効）に対する再抗弁

- (1) 被告らは、①上記5（1）のとおり滞納者に対して貸付金債権を一部弁済後も、被告ら代表者（亡Bの相続人であり、同人の遺産分割調停の当事者でもある。）において、滞納者から催告を受ける度に「金ができたら返す、今は金がないから返せない」などとして貸付金債権の存在を前提として、これを承認する旨の言動を繰り返してきたほか、②当該代表者が、令和2年10月28日、滞納者の差押財産に係る原告（札幌国税局）の調査に対し、亡Bの被告らに対する貸付金債権の存在を認める旨を含む書面を自ら記名押印の上作成、提出して当該債権を承認する旨を表示したと認められるところ、これらの事実は、時効期間経過前においては権利（債務）の承認に当たり、時効期間経過後においては時効援用権を放棄したと評価されるべきものであるから、承認による中断（令和2年4月1日以降においては更新（平成29年法律第44号附則10条2項参照）後の時効がいまだ完成していないか、又は、完成していたとしても援用権が放棄されたものである。

- (2) また、時効の中断（更新）ないし援用権の放棄が認められないとしても、被告らは、上記（1）のとおり、代表者において、原告に対し、亡Bの被告らに対する貸付金債権の存在を認める旨を表示し、これを原告に信頼させたのであるから、これを翻して消滅時効を援用することは、信義則に反し許されない。

理 由

1 請求原因について

- (1) 証拠（甲8～11、25～29（いずれも枝番を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、争いのある請求原因事実はいずれも認められる（なお、被告らは、請求原因の主張が事実の特定を欠き失当である旨を主張するが、原告が請求原因として主張する亡Bの被告らに対する貸付金債権は、同人の遺産分割調停において遺産であることが確認され滞納者が承継した債権として、他の債権とは明確に識別されているほか、訴状等の記載を合理的に読めば、遅くとも上記遺産分割調停時までに亡Bと被告らとの間で返還合意がされていたこと、貸付金額（当該遺産分割調停時点での残高）、返済条件（原告は、返還の期限の定めがない消費貸借契約である旨を主張している。）等の消費貸借契約の要素に当たる各点が主張されていると解することができるから、その他に被告らが指摘する「いつ、どのような手段によって、いくら金銭を交付したのか」等の点が具体的に主張されていないからといって、直ちに請求原因事実の特定を欠き主張自体失当であるとはいえない。）。
- (2) これに対し、被告らは、いずれも亡Bの被告らに対する貸付金債権が存在する旨が記載された各文書（具体的には、①亡Bの遺産分割調停に係る調停調書（甲9）、②滞納者の差押財産に係る原告（札幌国税局）の調査に対して被告らが提出した「貸付金債務の確認について」と題する各書面（甲10の1、11の1）、③上記遺産分割調停当時の被告らの各確定申告書（甲25の2、26の2）等）につき、上記貸付金債権が成立したと原告が主張する時期における被告らの代表者、すなわち消費貸借契約の当事者（代表者）とされる亡B自身が作成して同人の認識が記載されているものではない（同人の相続人等の事後的・間接的な認識が記載されているにすぎない）から、当該消費貸借契約が成立したことを何ら推察させないほか、特に、上記③各確定申告書については、一般に確定申告書が記載内容の真実性に係る審査を経て受理されるものではないほか、上記各確定申告書には個人名義の借入金が多額計上されているにもかかわらず回収が試みられた形跡がないなど、実態が正しく反映されていないことを疑わせる記載があることに照らすと、証拠価値（証明力）に乏しいなどとして、これらの証拠（文書）によっては亡Bの被告らに対する貸付金債権が有効に成立したことを推認するには足りない旨を主張する。
- (3) しかし、上記の亡Bの被告らに対する貸付金債権が存在する旨が記載された各文書は、①遺産分割調停調書については公証官たる裁判所書記官が亡Bの相続人全員の認識を確認した上でそれを記録した裁判文書であるし、②調査に対する確認書、③確定申告書についても、虚偽の陳述、申告等に対する制裁（国税徴収法188条1号、141条3号、国税通則法126条1項等）の下で、一般に申告者が可能な限度で調査等を尽くし自ら把握した正確な事実を記載することが期待されているものであるから、いずれも類型的に信用性の高い文書であると評価できる上、それぞれが別の機会に作成されたにもかかわらず、これらの記載内容が具体的な貸付金の残高の点も含め完全に整合していることでお互いの信用性を補強し合っ

ているというべきであるのに加え、仮に、被告らにおいて、亡Bの被告らに対する貸付金債権が存在しないと認識していたのであれば、遺産分割調停によって滞納者に対して債務を負うこととなった前後も含め、自らに直接利害のある事柄として、異議を述べる機会が複数あったにもかかわらず、何ら異議を述べた形跡が見当たらないどころか、滞納者に対して一部弁済までしているのは、上記貸付金債権が存在していなかったとすれば、それと明らかに矛盾する不自然・不合理な行動であることも踏まえれば、確かに被告らの指摘するとおり消費貸借契約の成立自体を直接に示す証拠が存在しないとはいえども、上記の事後的な間接証拠（事実）から、亡Bの被告らに対する貸付金債権が有効に成立したことを優に推認することができる。

(4) したがって、被告らの上記主張は、上記(1)の認定を妨げるものではない。

2 弁済期未到来の抗弁について

(1) 被告らは、亡Bの被告らに対する貸付金債権について、同人との間に、弁済方法の合意がされるまで弁済期の到来を留保する旨の黙示の合意があった旨を主張する。

(2) しかし、被告らの主張を裏付ける的確な証拠はなく（なお、仮に、亡Bの被告らに対する貸付けが、事業資金の融通を目的とするものであったとしても、そのような場合には一般に貸付期間が短期間とされることが少ないということがいえるにすぎず、必ず被告ら主張の上記合意がされるという一般的経験則が存在するとまでは認め難く、むしろ、そのような場合には原告が主張するように返還期限を定めないことも十分にあり得るのであって、その旨の原告の主張を排斥することにはならないことにも照らせば、仮に事業資金の融通目的で貸付けがされたとしても、そのことが直ちに被告ら主張の上記黙示の合意の存在を基礎付けるとはいえない。）、かえって、仮に被告ら主張の上記合意があったにもかかわらず、被告らにおいて、あえて弁済期が未到来であることの利益を放棄して滞納者に対して一部弁済した上（甲10の2、11の2）、本訴訟に至るまで原告（札幌国税局）の調査に対しても何ら異議を述べていなかったことは明らかに不自然・不合理であると評価せざるを得ないことにも照らせば、上記合意の存在を認めるには足りない。

(3) よって、この点に関する被告らの主張を採用することはできない。

3 消滅時効の抗弁及びこれに対する再抗弁について

(1) 弁論の全趣旨によれば、遅くとも後述する令和2年10月28日（被告らが、滞納者の差押財産に係る原告（札幌国税局）の調査に対し、亡Bの被告らに対する貸付金債権が存在する旨を回答した時）までに、時効期間が経過し、被告らが本訴訟において消滅時効を援用したことが認められる。

(2) もっとも、証拠（甲10の1、11の1、甲28）によれば、被告ら代表者は、令和2年10月28日、滞納者の差押財産に係る原告（札幌国税局）の調査に対し、亡Bの被告らに対する貸付金債権の存在を認める旨を国税徴収官に陳述したほか、同内容を含む札幌国税局長宛ての書面を自ら記名押印の上作成、提出し、もって同債権の存在を承認したことが認められるところ、原告は、被告ら代表者の上記言動（承認）について、亡Bの被告らに対する貸付金債権の存在を認める旨を表示し、これを原告に信頼させたものであるとして、これを翻して被告らが消滅時効を援用することは、信義則に反し許されない旨を主張する。

(3) この点、一般に、債務者は、消滅時効完成後に債権者に対し当該債務の承認をした場合には、時効完成の事実を知らなかったときでも、その後その時効の援用をすることは許されな

いと解されるが（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同41年4月20日大法廷判決・民集20巻4号702頁参照）、これを本件についてみると、確かに被告らも指摘するとおり、形式的には、原告は、被告らとの関係において直接の「債権者」ではなく、まして上記調査において上記「承認」がされた時点においては、いまだ被告らに対する貸付金債権の差押えすらされていなかった（すなわち原告は「差押債権者」ですらなかった）というのである。もっとも、上記判例の趣旨は「時効の完成後、債務者が債務の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えられるであろうから、その後においては債務者に時効の援用を認めないものと解するのが、信義則に照らし、相当である」（上記判例法廷意見参照）という点にあるところ、証拠（甲28（3頁「(6) 今後の手続について」参照）によれば、①原告（札幌国税局）は、滞納者の差押財産に係る調査の一環として被告らに対する調査に臨むに際し、仮に被告らが亡Bに対する貸付金債務の差押えに対して任意の支払に応じないのであれば、取立訴訟等の法的措置を講じる方針を有しており、その旨を被告ら代表者に説明したのに対し、②被告ら代表者は、当該説明を理解した上で、何ら異議を述べなかったことが認められ、このように、当該債権について法的利害関係を有する第三者である原告において具体的に差押え等の法的措置を講じる蓋然性のある状況に至り、このことを債務者である被告らも認識していたという事情の下においては、上記のとおり被告らの「承認」が形式的には「債権者」に対するものではないといえども、原告において「(被告らが) もはや時効の援用をしない趣旨であると考えられる」のが自然であるのは「債権者」と何ら変わるところはなく、この点に関する原告の信頼は「債権者」に生じるものと同様に法的保護に値するといふべきであるから、上記判例の趣旨が及ぶといふべきである。

(4) よって、(滞納者に対する一部弁済後の同人に対する被告ら代表者の「金ができたら返す、今は金がないから返せない」との発言等を理由とする) 債権(債務)の承認による(一部弁済による中断後の再度の)時効中断(更新)の再抗弁につき(当該承認に当たる言動等があった時期の特定等に係る)検討、判断をするまでもなく、被告らにおいて、亡Bの被告らに対する貸付金債権に係る消滅時効を援用することは、信義則に反し許されないと解すべきである。

4 結論

以上のとおり、請求原因事実が認められ、他方、被告らの提出する各抗弁は、採用することができないか、又は、その法的効果を覆す再抗弁を採用することができる。よって、原告の請求は、いずれも理由があるから認容することとし、訴訟費用の負担につき民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所苫小牧支部

裁判官 友部 一慶

(別紙)

請求の原因

1 本件の概要

本件は、訴外C（以下「滞納者」という。）が相続税を滞納したため、原告（所轄庁札幌国税局長。以下同じ。）が、国税徴収法（以下「徴収法」という。）62条に基づき、滞納者が被告Y1株式会社（以下「被告Y1」という。）及び被告有限会社Y2（以下「被告Y2」といい、被告Y1と併せて「被告ら」という。）に対してそれぞれ有する貸付金債権を差し押さえ、同法67条に基づき当該貸付金債権に係る取立権を取得したことから、被告らに対し、それぞれ貸付金債権及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法404条に規定する法定利率の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。

2 当事者等について

(1) 被告Y1について

被告Y1は、北海道苫小牧市に本店を置く株式会社である（甲第1号証）。

被告Y1の代表取締役は、平成13年5月25日以降、A（以下「A」という。）である（甲第1号証、甲第2号証）。

(2) 被告Y2について

被告Y2は、北海道苫小牧市に本店を置く特例有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律2条1項）である（甲第3号証）。

被告Y2の代表取締役は、平成16年10月●日まではB（以下「亡B」という。）であったが、同日に亡Bが死亡したため、同月28日にAが代表取締役に就任した（甲第3号証、甲第4号証）。

(3) 滞納者について

滞納者は、亡Bの子である（甲第5号証）。

3 取立権の取得等

(1) 原告は、滞納者に対し、租税債権を有していること

原告は、滞納者に対し、令和2年11月12日時点において、別紙2租税債権目録記載のとおり、既に納期限を経過した相続税の本税及びこれに対する延滞税の合計1028万1900円の租税債権（以下「本件租税債権」という。）を有していた。

なお、本件租税債権は、現在も、本件租税債権の額に令和2年11月13日以降の期間に発生した国税通則法及び租税特別措置法所定の延滞税が加算された全額が未納となっている。（以上につき、甲第6号証ないし甲第8号証）

(2) 滞納者は、被告らに対し、貸付金債権を有すること

ア 亡Bは、被告らに対し、貸付金債権を有していたこと

亡Bは、被告Y1に対しては6386万1418円を、被告Y2に対しては3219万3247円を、いずれについても返済方法、返済期日等を定めずに貸し付けていた（甲第9号証7ページ35、36項、甲第10号証の1及び甲第11号証の1各5項）。

イ 滞納者は、亡Bが被告らに対して有していた各貸付金債権の一部を取得したこと

亡Bの死亡後、遺産分割調停が行われ、滞納者は、亡Bが被告Y1に対して有していた貸付金債権の一部675万8699円、及び被告Y2に対して有していた貸付金債権の一

部675万8699円をそれぞれ取得した（甲第9号証4ページ（11）、（12））。

ウ 被告らによる一部弁済

被告Y1は平成26年3月28日に、被告Y2は平成23年11月8日に、滞納者に対し、上記イの各貸付金債権の弁済として、それぞれ50万円を支払った（甲第10号証の1及び2、甲第11号証の1及び2）。

これにより、滞納者が被告らに有する貸付金債権の残額は、それぞれ625万8699円となった。

(3) 滞納者の被告らに対する各貸付金債権の差押え

原告は、令和2年11月12日、本件租税債権を徴収するため、徴収法62条に基づき、滞納者が被告らに対して有する上記（2）ウの各貸付金債権625万8699円（以下「本件各差押債権」という。）をいずれも差し押さえ（以下「本件差押え」という。甲第6号証、甲第7号証）、令和2年11月27日、各債権差押通知書（以下「本件各通知書」という。）を被告らに送達した（甲第12号証、甲第13号証）。なお、これらの送達については、札幌国税局職員が被告らの本店所在地において本件各通知書を直接交付しようとしたところ、送達を受けるべき者が不在であったことから、各本店所在地の郵便受けに差置送達したものである（国税通則法12条5項2号。甲第12号証ないし甲第15号証）。

その結果、原告は、徴収法67条1項により、本件各差押債権の取立権を取得した。

(4) 被告らに対する本件各差押債権の履行催告

上記（3）以降、被告らから、本件各差押債権に対する弁済がなかったことから、原告は、令和2年12月18日、被告らに対し、同月4日付け各差押債権支払催告書（以下「本件各催告書」という。）により履行の催告をした（以下「本件催告」という。甲第16号証、甲第17号証）。

なお、本件各催告書についても、令和2年12月18日、札幌国税局職員が被告らの本店所在地において本件支払催告書を直接交付しようとしたところ、送達を受けるべき者が不在であったことから、各本店所在地の郵便受けにそれぞれ差置送達したものである（国税通則法12条5項2号、甲第14号証、甲第15号証、甲第18号証、甲第19号証）。

(5) 本件各差押債権の履行期は、既に到来していること

本件各差押債権は、返還の時期を定めない金銭消費貸借契約であるところ、返還の時期を定めない消費貸借において、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる（民法591条1項）。そして、催告に一定の時期や期間を明示しなくとも、その催告の時から返還の準備をするのに相当な期間が経過した後には、借主は返還を拒否できる理由がなく、履行期が到来して履行遅滞の責めを負うとし、このような催告も有効とされており（大審院昭和5年1月29日判決・民集9巻97号）、期間を定めず又は不相当の期間を定めた催告であっても、客観的に相当の期間が経過すれば借主は遅滞の責めを免れないと解すべきである（甲第20号証47ページ参照）。

本件についてみると、本件各通知書及び本件各催告書において本件各差押債権の履行期限を定めていたものの（甲第6号証、甲第7号証、甲第16号証、甲第17号証）、結果的に、いずれも各書面で定めた履行期限を過ぎてから被告らに送達されたことから、相当な期間を定めて催告をしたものとはいえないが、少なくとも、本件訴訟提起時点において、本件各通知書の送達日である令和2年11月27日（上記（3））からは9か月以上もの期間が、本

件催告の日である令和2年12月18日（上記（4））からは8か月以上もの期間が経過しているから、本件訴訟提起時点において、既に本件各差押債権の履行の準備をするのに客観的に相当な期間は優に経過したといえる。

したがって、本件各差押債権の履行期は、本件訴訟提起時点において、既に到来している。

第3 結語

よって、原告は、被告らに対し、それぞれ625万8699円及びこれに対する訴状送達の日の日から支払済みまで民法404条に規定する法定利率の割合による遅延損害金の支払を求める。

以 上

